

平成 2 7 年 8 月 2 4 日

深谷市議会議長 松 本 政 義 様

深谷市議会改革委員会
委員長 高 田 博 之

議会活性化改革に関する調査・検討について（答申）

平成 2 7 年 7 月 3 日付に諮問されました件について、当委員会において鋭意検討を行い、早期に実現を図るべきであるとの結論を得た事項について、下記のとおり答申いたします。

記

1 議案質疑等の事前通告について

決算認定及び当初予算に関する議案については、事前通告制とする。なお、事前通告をしない議員については、会議規則第 5 2 条の規定により、通告した議員の質疑終了後に発言することができることとする。

2 重複した一般質問の調整について

正副議長及び正副議会運営委員会委員長において、事前に調整することとする。

3 討論の順序について

討論については、会議規則第 5 3 条の規定を順守し、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を交互に発言させることとする。

4 議会事務局長の議案朗読について

県内における状況はまちまちであるが、深谷市議会では引き続き事務局長による議案朗読を実施することとする。